

兵庫県公報

令和4年12月23日 金曜日 第374号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 保安林の指定予定（治山課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定解除（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
公 告	
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	3
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	3
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	3
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	4
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	5
○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱	6

告 示

兵庫県告示第1504号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 保安林予定森林の所在場所
朝来市和田山町岡田字奥山3072、3074から3077まで、3078の1、3078の2、3079、3080の1、3080の2、字坂319
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥山3077・3079・3080の1・3080の2（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、字坂319（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第1505号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市草出字イケン田51、52、54、71、73、74の1から74の3、75、86、88の1、88の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第1506号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年12月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南あわじ市中条広田字細谷東2079の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅（孤立保安林のため）

~~~~~

**兵庫県告示第1507号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年12月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
南あわじ市中条広田字細谷東2074の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅（孤立保安林のため）

~~~~~

兵庫県告示第1508号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年12月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
小野市匠台1番の一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和4年12月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 氏名及び住所
関 茂 昭 豊岡市
- 2 功績内容
兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和4年12月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂則本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 91,121

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 669,505



兵庫県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和4年12月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂則本

(選挙区名)	(選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)
神戸市東灘区	57,909
神戸市灘区	36,162
神戸市中央区	37,021
神戸市兵庫区	30,304
神戸市北区	59,745
神戸市長田区	26,087
神戸市須磨区	44,466
神戸市垂水区	59,725
神戸市西区	66,114
姫路市	139,354
尼崎市	128,440
明石市	83,960
西宮市	133,069
洲本市	12,108
芦屋市	26,658
伊丹市	55,786
相生市	7,925
豊岡市	21,985
加古川市	72,869
たつの市及び揖保郡	30,083
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	21,723
西脇市及び多可郡	16,575
宝塚市	64,337
三木市	21,103
高砂市	24,681
川西市及び川辺郡	52,184
小野市	13,019
三田市	30,383
加西市	11,926
丹波篠山市	11,217
養父市及び朝来市	14,464
丹波市	17,372
南あわじ市	12,814
淡路市	12,153
宍粟市	10,136
加東市	10,719
加古郡	18,042
神崎郡	11,475
美方郡	8,581

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年12月23日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 田中一範

- 1 落札に係る業務件名及び数量
実習船「但州丸」第1種中間検査及び一般整備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40—1
- 3 落札者を決定した日
令和4年12月12日
- 4 落札者の名称及び住所
新潟造船株式会社 新潟市中央区入船町四丁目3776番地
- 5 落札金額
48,730,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和4年11月18日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第336号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年12月23日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

- 1 検定の種別及び級
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
令和5年3月25日（土）午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
明石市荷山町1649番地の2
交通安全教育センター
- 3 受検定員
30人
- 4 受検要件
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
 - (1) 申請期間
令和5年1月10日（火）から同年3月10日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法

律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員に達した時点で申請の受付を締め切る。

7 検定申請書の配布

検定申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

8 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

9 携行品

筆記用具

10 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424



兵庫県公安委員会告示第337号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項に規定する地域交通安全活動推進委員の委嘱を令和4年12月5日付けで解いたので、公示する。

令和4年12月23日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
中尾山 利 行	南但馬警察署の管轄区域